

とよたアグリビジネス特区

都道府県名：

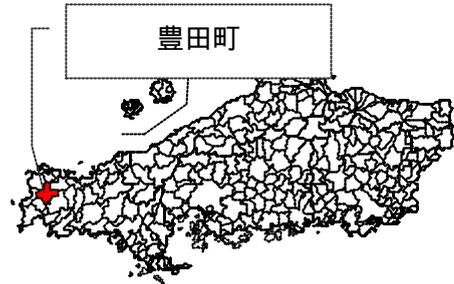
山口県

申請主体名：

豊田町

区域の範囲：

山口県豊浦郡豊田町の全域



特区の概要：

本町では、地域の基幹産業たる農業を振興するため「豊田町農業公園」を核とした施策を強力に進めてきたところだが、農業者の高齢化等により遊休農地・不作付け地の拡大傾向に歯止めがかからない。そこで、NPO法人や企業など多様な法人の農業への参入を容認するとともに、農地取得後の下限面積要件の緩和によるU・Iターン者などの就農の機会を広げることにより、これまで地域農業を支えてきた人々と、新たに農業に参入する者との協働による創意工夫に満ちたアグリビジネスの形成を図り、遊休農地ゼロをめざす。

適用される規制の特例措置：

- ・ 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・ 市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・ 農地取得後の農地の下限面積要件緩和



豊田町農業公園「みのりの丘」



芋掘り体験

